

群馬県警察

外国の運転免許から日本の運転免許への切替手続について (外国の免許を日本の免許に切り替える試験)

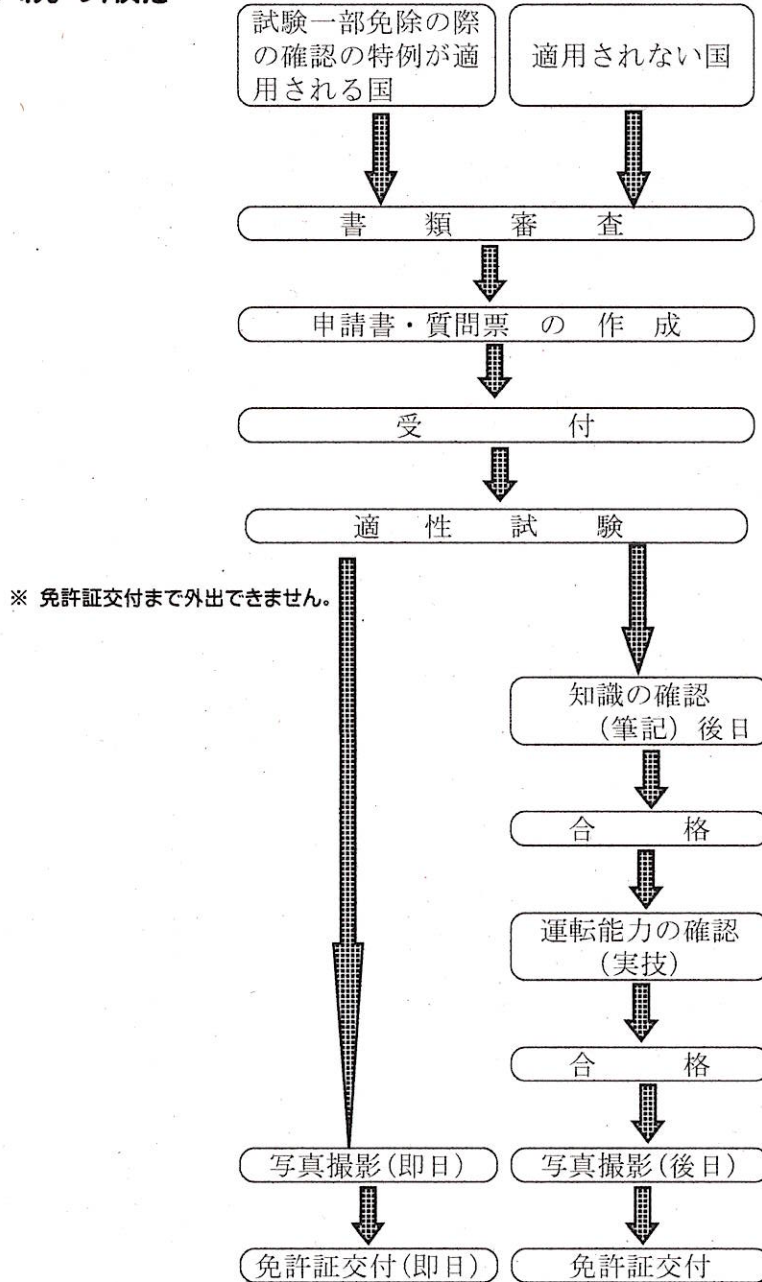
【令和5年4月改定】

- ◎ 切替手続ができるのは、次の方です。
 - 群馬県内に住所が登録してあること。
 - 外国免許が有効な免許証であること。
 - 免許取得後、発給国に通算して3月以上の滞在期間があること。
- ※ 1年以上滞在期間があれば、初心運転者期間(若葉マーク・二輪の二人乗り)が免除されます。

受付時間等	<p>① 予約が必要です。 【詳細については、電話でお問い合わせください。】</p> <p>② 受付は、月曜日から金曜日までの間の午後1時から午後1時30分までの間 ※ 祝日・年末年始の休日を除きます。 ※ 予約した方の受付のみとなります。 ※ 日本語ができない方は、通訳人を同行してください。</p>
受付窓口	群馬県総合交通センター 2階 運転免許試験窓口
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書（窓口で配布）及び質問票（記載台に備置き） ○ 外国の運転免許証 <ul style="list-style-type: none"> ※ 外国の運転免許証のコピー（A4サイズ）も必要です。 ※ 外国等運転免許証に初回免許取得日及び更新日が記載されていない場合は、それを証明する書類（ライセンスレコード等）を当該国から取り寄せて下さい。 ○ パスポート（出入国の記録があるもの。古いパスポートも全て必要） <ul style="list-style-type: none"> ※ パスポートの写真の部分のA4サイズのコピーも必要です。 古いパスポートがない方及び自動化ゲートを利用した方は、出入国のスタンプが確認できないので、自動化ゲートを利用した国の出入国記録が必要になります。 ○ 外国の運転免許証の日本語翻訳文 <ul style="list-style-type: none"> ※ 日本語翻訳文は、発行行政庁、発行国の領事館又は日本自動車連盟（JAF 電話027-364-5155）の作成したものに限ります。 ○ 本籍記載のある住民票の写し1通 <ul style="list-style-type: none"> (注) 外国人の方は、国籍等全部記載（個人番号のみ未記載）のもの <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 市町村長が発行する「住民票の写し」は、コピー・複製等をしたものでは受理できません。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票の写しのコピー（1通） ○ 申請書用写真1枚 縦3cm×横2.4cm 申請前6月以内に撮影 無帽、正面、上三分身、無背景 ○ 日本の免許証（失効免許証を含む。）があればご持参ください。 過去に日本の免許証を持っていたことがある方は、日本の期限切れ免許証又は運転経歴証明書 ○ ブラジル免許の場合はIDカードを、中国免許の場合は居民身分証を、フィリピン免許の場合は公用領収書(オフィシャルレシート)を提示してください。 ○ 国際免許証（発給を受けている方） ○ 書類審査の結果、証明書等他の書類が必要になる場合があります。 ※ 運転免許の取消し処分を受け、その後初めて免許を取得する方は、「取消処分者講習終了証書」
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本の免許証は、安全に運転できることを確認した上で発行されます。 ○ 審査の結果、受理できない場合もあります。 ○ 所持免許の発給国により必要書類等が異なるため、詳しいこと及び不明な点は、必ず事前にお問い合わせください。

手 数 料				
区 分	準中型免許	普通免許	二輪免許	原付免許
受験手数料	4, 100円	2, 550円	2, 600円	1, 500円
交付手数料	2, 050円	2, 050円	2, 050円	2, 050円
計	6, 150円	4, 600円	4, 650円	3, 550円

手続の順序



※ 免許証の交付は、午後4時頃となります。ただし、その日の受験者数等の状況により前後します。

問合せ先 運転免許課(学科試験係) 027 - 253 - 9300